平成２６年（フ）第４０３号
愛知県安城市東栄町５丁目10番地４　セシールＡ－201
債務者　小坂　行正
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　英里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
長野県安曇野市堀金烏川5087番地１　サニーハイツ安曇Ａ102
債務者　中野　一輝（旧姓小穴）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２４２号
広島県福山市引野町１丁目24番29号
債務者　塩出　悦子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬尾　義裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４７８号
札幌市東区北42条東13丁目１番13号　日の丸マンションＢ７号
債務者　田中希代美（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地６棟518号
債務者　早川　敬三
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇野真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１号
長野県松本市井川城１丁目８番８号　サンビレッジ古城Ｃ棟101号
債務者　坂巻　文惠
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅葉　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１９号
埼玉県所沢市くすのき台２丁目11番地の10　くすのき台マンション202
債務者　吉田　尚久
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６２１号
埼玉県所沢市くすのき台２丁目11番地の10　くすのき台マンション202
債務者　吉田　朋子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４８１号
大阪市北区中津６丁目８番21－504号、申立時の住所札幌市中央区南11条西13丁目２番21号　フォルミカＡ３Ｋ
債務者　木幡　守男
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１号
青森県三沢市松園町１丁目５番22号　コーポみちのく７号
債務者　中村幸太郎
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第２８９号
相模原市中央区南橋本１丁目19番１号　南橋本プラザハイム208
債務者　細川三千男
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２９０号
相模原市中央区南橋本１丁目19番１号　南橋本プラザハイム208
債務者　細川　啓子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３４３号
相模原市南区上鶴間６丁目５番７号　シルキー東林間108
債務者　井原　宏臣
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３４５号
相模原市南区東大沼２丁目22番12号
債務者　岡部　　洋
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１８６５号
愛知県春日井市石尾台４丁目８番地５
債務者　ＧＯＯＤライダーズこと　石井　　肇
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９８９号
愛知県春日井市大和通１丁目82番地　醍醐ハイツ101号
債務者　十塚　十九
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部